

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月3日
【会社名】	株式会社データ・アプリケーション
【英訳名】	Data Applications Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 安原 武志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	(03)6370-0909(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画管理本部長 金子 貴昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	(03)6370-0909(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画管理本部長 金子 貴昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	48,600,000円 (注)1. 募集金額は、株式会社データ・アプリケーション(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社メロンを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社メロンの株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に、市場株価平均法(2025年1月31日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近1か月間、3か月間及び6か月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定)により合理的に算出した株価を乗じて算出した金額であります。 2. 本募集金額は1億円未満ではありますが、並行してデジタルトランスコミュニケーションズ株式会社の株式交付にかかる有価証券届出書を提出していること、かつ、過去1年以内に1億円未満の募集をしていることから、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号及び同第4号に該当するので、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	60,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社メロン(東京都文京区音羽一丁目26番13号、代表取締役三橋 勇太、以下「メロン社」といいます。)の株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、メロン社の普通株式の保有者が譲り渡す株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。
2. 2025年2月3日開催の取締役会の決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する(自己株式の処分を行う)予定です。
3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行う予定です。
5. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

株式交付によることとします。

- (注) 当社普通株式は、メロン社の普通株式の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)」をご参照ください。

##### (2)【募集の条件】

該当事項はありません。

##### (3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### (4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

##### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

#### 1【公開買付け又は株式交付の目的等】

##### 1. 株式交付の目的及び理由

株式会社データ・アプリケーション（本社：東京都中央区、代表取締役社長：安原 武志、略称：DAL、スタンダード市場：3848）は、2025年2月3日開催の取締役会において、メロン社の株式に関し、第三者割当増資の引受（以下、「本第三者割当増資の引受」といいます。）、既存株主から発行済株式を一部取得（以下、「本株式取得」といいます。）するとともに、当社を株式交付親会社、メロン社を株式交付子会社とする簡易株式交付（以下、「本株式交付」といいます。）を行うことを決議しました。

なお、本第三者割当増資の引受、本株式取得及び本株式交付に伴い、メロン社は当社の連結子会社となる予定です。また、本第三者割当増資の引受においては株式総数引受契約、本株式取得においては株式譲渡契約、本株式交付においては株式交付に関する総数譲渡し契約書を当社は締結する予定です（詳細につきましては、2025年2月3日開示の適時開示文書「株式会社メロンの第三者割当増資の引受、株式取得及び簡易株式交付による子会社化のお知らせ」を参照ください）。

当社は「個人と組織がともに成長し続けるDIGITAL WORKを実現する」をビジョンとした2025年3月期から2027年3月期までの3カ年の中期経営計画を策定し、事業戦略として「事業領域の拡大・開拓」「収益安定性の向上」「人的資本経営の推進」の3つを掲げております。今回のメロン社の子会社化は、主にそのなかの「事業領域の拡大・開拓」における「データ連携市場の拡大」に貢献するものです。

当社は、1992年にUNIX向けの製品をリリースして以来、EDI（電子データ交換）を中心にデータ連携分野において信頼性の高いパッケージソフトウェア「ACMS（Advanced Communication Management System）シリーズ」を提供し、国内のEDIソフトウェア市場でリーダーシップを確立しています。企業間・部門間・クラウド・SaaSなど分散したデータをポータルレスにつなげるデータ連携ソリューションは、すでに2,933社14,571サイトを越える企業のミッションクリティカルなシステムで稼働しています。

メロン社は、時系列解析技術（時間と共に変化するデータから重要な特徴や異常を発見するほか、将来を予測する技術）やLLM（大規模言語モデル：膨大なテキストデータを処理することで、人間の言語を理解および生成できるAIシステム）に強みを有し、同技術を用いたデータ活用・分析に関係するAI開発・ソフトウェア開発などを行っている企業です。

当社製品に時系列解析技術やLLMを活用することで、高度な異常検知など他社との差別化・優位性を確保し、製品・サービス価値の向上を行うことができる見込みであり、当社の中期経営計画でも掲げている、「事業領域の拡大・開拓」における「データ連携市場の拡大」に貢献します。

加えて、同技術を活用することで、顧客満足度を向上させるなど、「収益安定性向上」にも寄与してまいります。また、一部株式交付を用いることで、親会社経営層だけではなく、子会社経営層にオーナーシップを残すことにより、創業者目線での当社グループの企業価値を向上していくことを想定しております。

さらに、メロン社が当社グループに加わり、AIを中心とした先端技術におけるナレッジを共有することにより、「人的資本経営の推進」における「優秀な人材の獲得」や「人材育成の強化」につながり、中長期的に当社グループの事業領域拡大並びに業績拡大に貢献すると考えております。

なお、メロン社の概要は以下のとおりです。

(1) 商号	株式会社メロン
(2) 所在地	東京都文京区音羽一丁目26番13号
(3) 代表者の役職・氏名及び役員	代表取締役 三橋 勇太
(4) 事業内容	AI開発、ソフトウェア開発、SES、DXコンサルティング
(5) 資本金	1,000千円（2024年10月31日時点）
(6) 設立年月日	2022年6月20日
(7) 発行済株式総数	100,000株（2024年10月31日時点）
(8) 決算期	4月30日
(9) 従業員数	2名（2024年10月31日時点）
(10) 大株主及び持株比率 （2024年10月31日時点）	三橋 勇太 51.00% 本田 崇人 49.00%

(11) 当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

### (1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

#### 提出会社の概要

(1) 名称	株式会社データ・アプリケーション	
(2) 所在地	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	
(3) 代表者及び役員	代表取締役社長執行役員	安原 武志
	取締役常務執行役員	金子 貴昭
	取締役執行役員	岩下 誠
	取締役（社外取締役）・常勤監査等委員	板野 泰之
	取締役（社外取締役）・監査等委員	浅野 昌孝
	取締役（社外取締役）・監査等委員	木村 健
(4) 事業内容	企業内外のデータ関連に関するソフトウェア開発と販売及びコンサルティング	
(5) 資本金	430,895千円（2024年3月31日現在）	
(6) 決算期	3月31日	

#### 提出会社の企業集団の概要

当社の企業集団の概要は、本株式交付により、以下のとおりとなる予定です。

名称	住所	資本金	主な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（％）	関係内容
(連結子会社) 株式会社WEEL	東京都 新宿区	2百万円	生成AIに関するメディア運営、AI導入のコンサルティング、および開発を提供	100.0	-
(連結子会社) デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社 (注)	東京都 中央区	10百万円	EDIを基軸としたビジネスインフラソリューションを展開	51.0	当社の販売代理店であり、また、当社製品を活用したシステム構築を行うテクノロジーパートナーとして、継続的な取引関係があります。
(連結子会社) 株式会社メロン	東京都 文京区	1百万円	時系列解析を特徴としたデータ解析・分析を活用したAI受託開発・コンサルティング	51.0	-

(注) 特定子会社に該当する予定です。

## (2) 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団との関係

## 資本関係

当社はメロン社の株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社はメロン社の普通株式の過半数を保有し、メロン社は当社の子会社となる予定です。

## 役員の兼任関係

該当事項はありません。

## 取引関係

該当事項はありません。

## 2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

## 1．株式交付計画の内容の概要

当社は、2025年2月3日付当社取締役会において、2025年4月1日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、メロン社を株式交付子会社とする株式交付を行うこととする本株式交付計画（以下、「本株式交付計画」といいます。）の承認を得ております。

本株式交付計画に基づき、メロン社の普通株式1株に対して、当社の普通株式6.17株を交付します。本株式交付計画の内容は下記の「2．株式交付計画の内容」のとおりです。

## 2．株式交付計画の内容

本株式交付計画の内容は、以下のとおりです。

## 株式交付計画書

株式会社データ・アプリケーション（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社メロン（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

## 第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社メロン

住所：東京都文京区音羽一丁目26 - 13ソレイユ音羽202

## 第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付により譲り受ける乙の株式の数の下限は、9,720株とする。

## 第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て）

1．甲は、本株式交付に際し、乙の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する乙の株式の総数に6.17を乗じて得た数の甲の株式を交付する。

2．甲は、本株式交付に際し、乙の株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の株式1株につき、甲の株式6.17株を割り当てる。

## 第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

## (1) 資本金の額

0円

## (2) 資本準備金の額

0円

## (3) 利益準備金の額

0円

**第5条(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日)**

乙の株式の譲渡しの申込みの期日は、2025年2月20日とする。ただし、効力発生日を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

**第6条(効力発生日)**

本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、甲と乙の株主との間で2025年2月3日付で締結した株式譲渡契約に基づく株式譲渡の効力が発生していることを停止条件として、2025年4月1日とする。ただし、本株式交付の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲はこれを変更することができる。

**第7条(本計画の変更及び本株式交付の中止)**

本計画の作成日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由によって甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交付の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

**第8条(本計画の承認)**

甲は、効力発生日の前日までに、本計画の承認及び本計画に必要な事項に関する機関決定を行う。

**第9条(本計画の効力)**

本計画は、第8条に定める甲の適法な機関決定が得られないときは、その効力を失うものとする。

**第10条(規定外事項)**

本計画に定めるもののほか、本株式交付に関し必要な事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2025年2月3日

甲：東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
株式会社データ・アプリケーション  
代表取締役社長執行役員 安原 武志

#### 4【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### 1．株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)

当社は、メロン社の普通株式1株に対して、当社の普通株式6,172株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりメロン社の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て自己株式です。また、当社が譲り受けるメロン社の普通株式の数の下限は、9,720株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は60,000株となり、2024年9月30日時点における当社の発行済株式総数7,414,000株に対する割合は0.81%となります。

	データ・アプリケーション (株式交付親会社)	メロン社 (株式交付子会社)
本株式交付に係る普通株式の交付比率	1	6,172

(注) 1．本株式交付に伴い、メロン社の普通株式1株に対して当社の普通株式6,172株を交付いたします。

- 2．当社が本株式交付により交付する自己株式の株式数の下限：普通株式60,000株
- 3．当社が本株式交付により譲り受けるメロン社の普通株式：9,720株(本第三者割当増資の引受により当社が取得するメロン社の普通株式22,449株、本株式取得により取得するメロン社の普通株式30,280株と合算すると、計62,449株取得することとなり、これによりメロン社の発行済株式総数(122,449株)の51.00%を当社が取得することとなります)
- 4．単元未満株式の取扱い  
本株式交付により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」)の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。
- 5．1株に満たない端数の処理  
本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるメロン社の株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

##### 2．割当ての内容の根拠及び理由

本株式交付の株式交付比率(以下、「本株式交付比率」といいます。)の公平性・妥当性を確保するため、当社及びメロン社から独立した第三者算定機関として株式会社EPIC Partners(東京都千代田区、代表取締役 渡邊 慶樹、以下、「EPIC」といいます。)を選定し、株式交付比率の算定を依頼しました。算定機関から提出を受けた株式交付比率の算定結果、及び対象会社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、メロン社の財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案した上で、慎重な検討を重ねて参りました。その結果、当社は、「上記4.1.株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)」に記載のとおりとすることが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至りました。

##### 3．算定に関する事項

###### (1) 算定機関との関係

EPICは、当社及びメロン社の関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

###### (2) 算定の概要

当社については、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2025年1月31日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近1か月間、3か月間及び6か月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定)を用いて算定いたしました。

また、メロン社については非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)にて算定いたしました。DCF法においては、メロン社が作成した2025年4月期~2032年4月期までの財務予測(事業計画)を基本として将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測に大幅な増減益は見込んでおりません。



市場株価法においては、2025年1月31日を算定基準日として、当社の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、直近1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を基に、当社の株式価値を分析しております。

算定手法	算定結果(1株当たり株式価値)
市場株価法	807円～840円

DCF法では将来の事業活動の状況を評価に反映し算出いたしました。

算定手法	算定結果(1株当たり株式価値)
DCF法	4,214円～6,231円

当社は、EPICから提出を受けた株式交付比率の算定結果、及び対象会社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、メロン社の財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案した上で、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、また、当社及びメロン社株主との間の協議により変更することがあります。

上記より、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、メロン社の普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交付比率の算定結果
0.162

EPICは、株式交付比率の算定に際して、当社及びメロン社から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でEPICに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びメロン社の資産及び負債(メロン社保有の当社株式を除き、偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。EPICの算定結果は、2025年2月3日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。また、EPICによる株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は本株式交付における本株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

1. 株式の譲渡制限

当社の定款には株式の譲渡制限に係る定めはありませんが、メロン社の定款には、メロン社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

2. 単元未満株式を有する株主の権利

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定め、及び単元未満株式を有する株主は( )会社法第189条第2項各号に掲げる権利、( )会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、( )株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を行使することができない旨の定めがありますが、メロン社の定款には単元株式数に係る定めはありません。

3. 自己株式の取得

当社の定款には、当社が会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨の定めがありますが、メロン社の定款には、自己株式の取得に関する定めはありません。

4. 剰余金の配当等

当社の定款には、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨の定めがありますが、メロン社の定款には同様の定めはなく、剰余金の配当については、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨の定めがあります。

5. 相続人等に対する株式の売渡請求

当社の定款には、相続人等に対する株式の売渡請求に係る定めはありませんが、メロン社の定款には、相続、合併その他の一般承継によりメロン社の株式を取得した者に対し、当該株式をメロン社に売り渡すことを請求することができる旨の定めがあります。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

## 7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

### 1．株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社においては、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、本株式交付計画、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、メロン社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、メロン社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2025年4月1日より当社本店に備え置く予定です。

は、2025年2月3日付当社の取締役会において承認された本株式交付計画です。は、当社が譲り受けるメロン社の株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、メロン社が効力発生日において当社の子会社（会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。）となる数を内容としているものと当社が判断した理由を説明するものです。は、本株式交付における株式交付比率及びその株式交付比率の算定根拠、本株式交付計画において定める本株式交付に伴い増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項、並びにメロン社の株式の譲渡人に対する当社の株式の割当てに関する事項の相当性について説明するものです。は、本株式交付において該当はございません。は、メロン社の2024年4月期に係る計算書類等に関する書類です。は、メロン社の2024年4月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明するものです。は、当社の2024年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。

これらの書類は、当社の本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交付が効力を生ずる日までの間に、上記 から までに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### 2．株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

株式交付計画承認の当社取締役会	2025年2月3日
総数譲渡し契約締結日	2025年2月3日
株式交付子会社の本株式交付の申込期日	2025年2月20日
株式交付の効力発生日	2025年4月1日（予定）

（注）1．本株式交付は会社法第816条の4第1項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交付により行うことを予定しております。

2．本株式交付の手続進行上の必要性等の事由により日程を変更することがあります。

3．本株式交付は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。

### 3．株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権を行使する方法

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

## 1. 当社の連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	2,148,633	2,024,422	2,301,419	2,496,409	-
経常利益 (千円)	370,485	218,983	458,521	507,180	-
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	267,220	165,995	322,008	215,083	-
包括利益 (千円)	274,483	234,863	246,572	323,096	-
純資産額 (千円)	3,551,576	3,672,934	3,838,227	4,040,978	-
総資産額 (千円)	4,305,023	4,626,250	4,884,131	5,288,152	-
1株当たり純資産額 (円)	589.40	607.18	628.77	660.70	-
1株当たり当期純利益 (円)	44.35	27.48	53.07	35.19	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.5	79.4	78.6	76.4	-
自己資本利益率 (%)	7.7	4.6	8.6	5.5	-
株価収益率 (倍)	13.25	30.22	15.19	27.51	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	294,347	621,831	403,230	446,033	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	607,682	23,735	15,770	431,178	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	115,328	134,034	136,868	61,269	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,949,180	3,460,713	3,711,304	3,664,890	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	109 (3)	123 (4)	126 (3)	130 (2)	- (-)

(注) 1. 当社は、2023年4月1日付で連結子会社であった株式会社鹿児島データ・アプリケーションを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第39期より連結財務諸表を作成しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第36期の期首から適用しております。

5. 当社は、第38期より株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を含めております。

## 2. 当社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	2,148,633	2,024,422	2,301,419	2,496,409	2,919,072
経常利益 (千円)	368,546	199,172	453,778	497,724	570,398
当期純利益 (千円)	265,686	152,136	318,691	208,050	493,697
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	430,895	430,895	430,895	430,895	430,895
発行済株式総数 (株)	3,707,000	3,707,000	3,707,000	7,414,000	7,414,000
純資産額 (千円)	3,519,930	3,627,428	3,789,404	3,985,122	4,569,306
総資産額 (千円)	4,266,895	4,566,895	4,827,150	5,222,926	6,007,739
1株当たり純資産額 (円)	584.14	599.66	620.77	651.56	743.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	43.00 (-)	43.00 (-)	43.00 (-)	22.50 (-)	25.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	44.09	25.19	52.52	34.04	80.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.5	79.4	78.5	76.3	76.1
自己資本利益率 (%)	7.7	4.3	8.6	5.4	11.5
株価収益率 (倍)	13.33	32.98	15.35	28.44	13.16
配当性向 (%)	48.8	85.4	40.9	66.1	31.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	642,137
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	13,228
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	143,896
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	4,149,902
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	87 (0)	98 (0)	98 (0)	100 (1)	136 (3)
株主総利回り (比較指標：日経平均株価) (%)	65.5 (89.2)	93.9 (137.6)	93.6 (131.2)	113.4 (132.2)	125.9 (190.4)
最高株価 (円)	1,932	2,040	2,134	1,051 (2,163)	1,400
最低株価 (円)	1,016	1,134	1,493	864 (1,468)	853

(注) 1. 第35期から第38期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 第39期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第35期から第37期の1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。
5. 当社は、第38期より株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を含めております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第36期の期首から適用しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
8. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第38期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、( )内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

## 3. メロン社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	2022年4月	2023年4月
売上高 (千円)	11,242	133,262
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	652	57,235
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	710	36,779
資本金 (千円)	1,000	1,000
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000
純資産額 (千円)	289	37,068
総資産額 (千円)	9,667	71,218
1株当たり純資産額 (円)	2.89	370.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( ) (円)	7.10	367.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	2.9%	52.0%
自己資本利益率 (%)	-	99.2%
株価収益率 (倍)	-	-
配当性向 (%)	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	8,852	42,374

(注) 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、株価収益率、配当性向については配当実績がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 4. 株式交付後の当社の経営指標等

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びにメロン社及び同日に子会社化を発表したデジタルトランスコミュニケーションズ株式会社の最終事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。なお、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(千円)	4,543,322
経常利益(千円)	701,664
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	575,488

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期）及び半期報告書（第40期中）、（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年2月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2025年2月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期）の提出日（2024年6月21日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年2月3日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年6月21日提出）

#### 1. 提出理由

2024年6月20日開催の当社第39回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき25円

第2号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名進出の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、安原武志、金子貴昭及び岩下誠の3氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、浅野昌孝及び本村健の2氏を選任するものであります。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について、その継続の可否を諮るものであります。



(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率（％）	可否
第1号議案	52,494	132	40	99.67	可決
第2号議案	52,142	481	43	99.01	可決
第3号議案					
安原 武志	51,613	1,013	40	98.00	可決
金子 貴昭	51,698	928	40	98.16	可決
岩下 誠	52,047	578	41	98.82	可決
第4号議案					
浅野 昌孝	52,070	556	40	98.87	可決
本村 健	52,068	558	40	98.86	可決
第5号議案	34,901	17,721	44	66.27	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次の通りであります。

- 第1号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(2025年2月3日提出)

#### 1. 提出理由

当社は、2025年2月3日開催の当社取締役会において、当社を株式交付親会社とし、デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社（以下、「DTC社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」といいます。）を実施することを決議いたしました。その結果、当社において特定子会社の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社  
住所 : 東京都中央区日本橋小網町16番1号タナベビル6階  
代表者の氏名 : 代表取締役 元起 一  
資本金の額 : 10,000千円（2024年3月31日現在）  
事業の内容 : コンピュータソフトウェアの開発及び販売  
                  コンピュータによる情報処理並びにその情報提供  
                  コンピュータ及びその周辺機器の販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	62,200個	51.00%

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、2025年2月3日開催の取締役会において、DTC社の株式を51.00%取得し、子会社化することを決議いたしました。同社の売上高の総額が当社の売上高の総額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日 : 2025年4月1日(予定)

**第四部【組込情報】**

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第40期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月21日

株式会社データ・アプリケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社データ・アプリケーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データ・アプリケーションの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パッケージ売上高の期間帰属の適切性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、主にソフトウェア製品の開発・販売・保守事業を国内において営んでいる。当事業年度におけるソフトウェア製品の販売に係る売上高（以下「パッケージ売上高」という。）は821,662千円であり、売上高の28.2%を占めている。</p> <p>注記事項「（重要な会計方針）4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は、ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報を顧客に通知した時点で、ライセンスの使用権が顧客に移転することにより履行義務を充足したものと捉え、パッケージ売上高を認識している。</p> <p>パッケージ売上高については、顧客数、契約数が非常に多く、件数も膨大となっている。ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報の通知日は、注文書等に記載された顧客からの希望納品日に基づいて決定されており、希望納品日は変更されることがあるため、売上高の期間帰属を誤るリスクがある。</p> <p>また、パッケージ売上高の特徴として、人件費等の固定費水準が高く、売上高の変動が利益水準に与える影響が大きい。</p> <p>以上から、当監査法人は、パッケージ売上高の期間帰属の適切性は潜在的なリスクが高く、当該事項を主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、パッケージ売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>パッケージ売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下の統制に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業部門において、注文書に基づいて販売管理システムに希望納品日を入力し、入力実施者以外の第三者が注文書と入力結果が一致していることを確認する統制</li> <li>・販売管理システム上の希望納品日を変更する場合、変更内容が訂正注文書と一致することを入力実施者以外の第三者が確認する統制</li> <li>・財務経理担当者が、希望納品日とダウンロードを可能とする情報の通知日が一致していることを確認する統制</li> </ul> <p>(2)パッケージ売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>パッケージ売上高が適切な会計期間に計上されているかを否かを検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末日前後の納期のパッケージ売上高について、それぞれ適切な期間に計上されていることを注文書等に記載された顧客からの希望納品日及びダウンロードを可能とする情報の通知日と照合することで確かめた。</li> <li>・期末日前後で納期が変更されている取引の有無を、出荷実績リストを閲覧することで確かめた。</li> <li>・当事業年度末日付で、売掛金の残高確認状を発送した。</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年6月21日付けで無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社データ・アプリケーションの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社データ・アプリケーションが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月12日

株式会社データ・アプリケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西村 大司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社データ・アプリケーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データ・アプリケーション及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。